



特集号

西東京市 第3次基本構想・基本計画案 中間のまとめができました

総合計画策定審議会は、5月15日市長に「西東京市第3次基本構想・基本計画案 中間まとめ」の報告をいたしました。市では、この報告を受け、市民の皆さんに内容をお知らせするとともに、中間のまとめに関するパブリックコメント(市民意見提出手続)及び市民説明会を実施します。

西東京市の将来を展望する「西東京市第3次基本構想・基本計画」を策定するために、市民の皆さんのご意見をお待ちしています。

▶企画政策課 ☎042-460-9800

中間のまとめに
ご意見をお寄せください



基本理念(わたしたちの望み)

ともにみらいにつなぐ やさしさといいの西東京

市長挨拶

西東京市第3次基本構想・基本計画案 中間のまとめの パブリックコメントの実施にあたって

西東京市長 池澤 隆史

去る5月15日に総合計画策定審議会会長、副会長から「西東京市第3次基本構想・基本計画案 中間のまとめ」の報告をいただきました。この間、総合計画策定審議会委員の皆様、市民意識調査等にご協力いただいた市民の皆様、シンポジウムやまちづくりワークショップ、企業・団体ヒアリングなどにご参加いただいた皆様から、計画策定に向けて多数の貴重なご意見をいただきました。また、子ども・若者をはじめとした多くの市民が、「自分ごと」として一緒に策定に携わっていただきましたことについて、あらためてお礼を申し上げます。

今回の計画は、新市誕生からのまちづくりを踏まえつつ、次の10年の目指すべき将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すものです。

将来を見据え、私が掲げる「子どもにやさしいまち」、「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」、そして、「次世代への責任ある選択」を基軸として、次世代を担う子ども・若者が地域のなかで安心して過ごせる環境づくりや、安心して子育てができる切れ目のない支援、学校や地域が連携して子どもの成長を見守る関係づくり等、新たなまちづくりの方向性を示す内容となっております。

市民の皆様には、今回お知らせいたしました「西東京市第3次基本構想・基本計画案 中間のまとめ」をご一読いただき、さらにご意見をお寄せくださるようお願い申し上げます。



市長に中間まとめを報告する総合計画策定審議会の会長及び副会長

パブリック
コメント
説明会

西東京市第3次基本構想・基本計画案 中間のまとめに
皆様のご意見をお寄せください

事業名	西東京市第3次基本構想・基本計画案 中間のまとめ
内容	これからの10年間のまちづくりのビジョンを示した基本構想と、その実現にむけた基本計画についてご意見をお寄せください。
閲覧方法	5月26日(金)から、 情報公開コーナー(田無庁舎5階)・市HP 
対象	在住・在勤・在学、市内に事務所または事業所がある法人・団体
提出期間	6月1日(木)～30日(金)
提出方法	①直接持参(田無庁舎3階) ②郵送(〒188-8666市役所企画政策課) ③ファクス(☎042-460-7511) ④市HPから
市民説明会 時/場	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月16日(金)午後 2時～ 3時半/向台コミュニティセンター ● 18日(日)午前10時～11時半/防災・保育保健福祉総合センター6階 ● 18日(日)午後 2時～ 3時半/東伏見コミュニティセンター ● 19日(月)午後 2時～ 3時半/北町コミュニティセンター ● 20日(火)午後 6時30分～ 8時/谷戸公民館 ● 21日(水)午前10時～11時半/芝久保公民館 ● 21日(水)午後 6時30分～ 8時/富士町市民集会所 ● 22日(木)午後 6時30分～ 8時/イングビル ● 24日(土)午後 2時～ 3時半/ひばりが丘公民館
開催方法	<ul style="list-style-type: none"> ● ポスターセッション(パネル展示、職員との対話形式での説明会) ※会場の出入り自由(予約不要) ● 開催時間中にご来場いただいた方同士で意見交換をできる場を設ける予定です。
検討結果の公表	8月予定

※意見提出には、住所・氏名の記載が必要です。
※匿名意見は受け付けませんので、必ずご記入ください。
※ご意見には個別に回答しません。



ポスターセッション

これまでの市民参加の取組

令和3年11月～12月	市民意識調査
12月	中学生まちづくりアンケート
令和4年2月～3月	企業・団体ヒアリング
7月2日	西東京市のミライを語るシンポジウム ※アーカイブ配信実施
7月27日、8月3日	子どもワークショップ
8月20日・27日	市民ワークショップ(対面)
9月7日・14日	市民ワークショップ(オンライン)
11月20日～27日	報告会(ポスターセッション・展示)

総合計画策定審議会における審議経過

第1回	令和3年10月14日	策定にあたっての基本方針について(諮問)
第2回	11月25日	基本方針案の検討、社会情勢の変化の把握等
第3回	令和4年 1月26日	基本方針案の検討
第4回	2月21日	基本方針案の検討、市民意識調査、市民参加について
—	4月 4日	策定にあたっての基本方針について(答申)
第5回	4月26日	基本構想・基本計画案の策定(諮問)
第6回	5月25日	基本構想・基本計画案の構成検討
第7回	9月 6日	人口推計調査の報告、基本構想案の検討
第8回	10月28日	基本構想(基本理念)案の検討
第9回	12月16日	基本構想(基本理念)案の検討
第10回	令和5年 1月26日	基本構想(基本理念)案の検討
第11回	2月18日	基本構想(基本理念)、基本計画(総論)案の検討
第12回	3月25日	基本構想、基本計画(総論・各論)案の検討
第13回	4月15日	中間のまとめ案の検討
第14回	5月13日	中間のまとめ案の検討

今後の予定

7月	総合計画策定審議会 ●パブリックコメント等の報告 ●基本構想・基本計画案の検討
8月	総合計画策定審議会 ●基本構想・基本計画案の策定(答申)
9月	基本構想等の議会上程・審議



シンポジウム



シンポジウム(市長と若者のトーク)

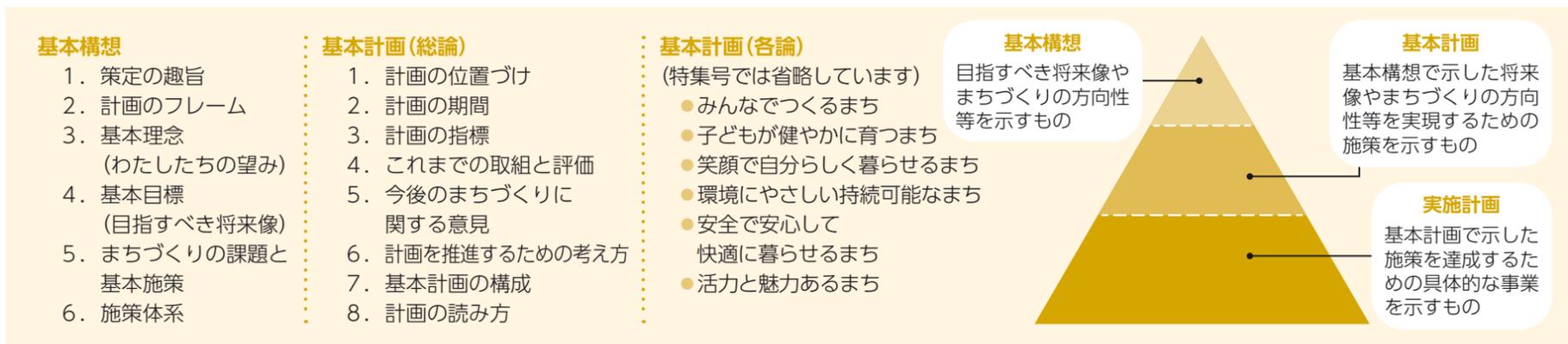


子どもワークショップ(市内散策の様子)



子どもワークショップ

総合計画の構成



第3次基本構想案

1 策定の趣旨

西東京市第3次基本構想は、新市誕生からのまちづくりを踏まえつつ、次の10年の目指すべき将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すものです。

本市では平成29年に人口が20万人を超え、人口増加を続けていましたが、全国的な傾向に見られるように、今後緩やかに人口減少に転じることが予測されています。また、少子高齢化による人口構造の変化は着実に進行しており、将来的には65歳以上の高齢者の割合が3割を超える見込みです。

一方で、近年の自然災害の頻発・激甚化、地球規模の環境問題の深刻化や、デジタル社会の進展、テレワーク等による働き方の変化など、多様化する社会経済情勢等に的確に対応することが必要です。また、高齢化等に伴う社会保障費の増加や公共施設等の社会資本の老朽化への対応等、今後の行政需要、財政負担の増大は避けられない状況が予測されます。

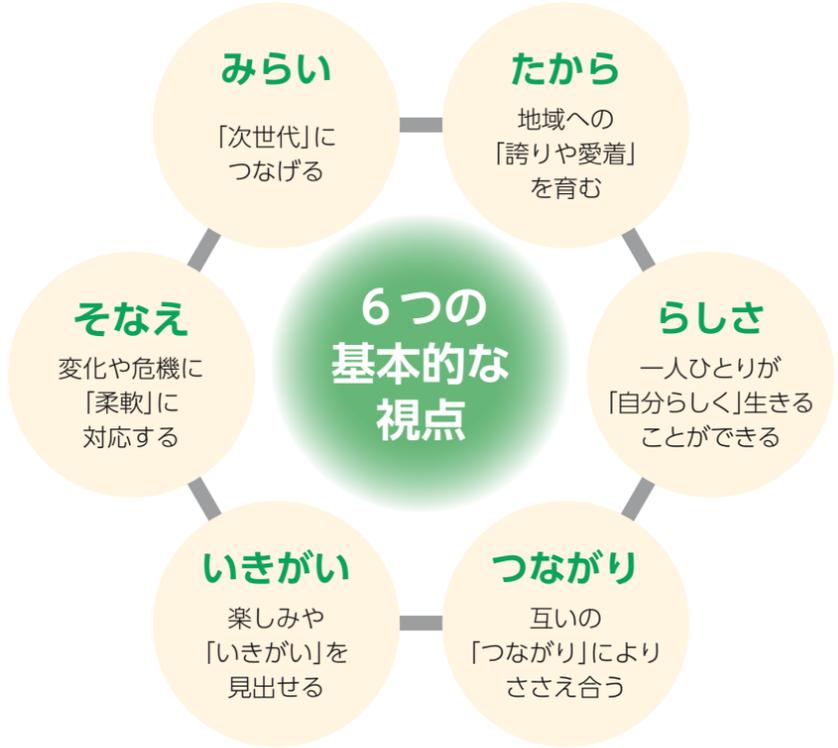
そうした状況においても、本市が将来にわたって発展し、持続可能で自立した自治体となるためには、だれ一人取り残さない社会の実現を目指した国際目標であるSDGs※(持続可能な開発目標)の理念を念頭に置きつつ、一人ひとりが「このまちに住んでよかった」「このまちに住み続けたい」と思えるまちを創り、次世代に引き継いでいくことが必要です。

西東京市第3次基本構想の策定にあたっては、市民意識調査や西東京市のミライを語るシンポジウム、まちづくりワークショップなどを通じて、西東京市の将来を担う子ども・若者をはじめとした、多くの市民が関わり、一緒に作り上げてきました。

そして、市民とともに整理したこれからのまちづくりに求められる6つの基本的な視点を礎として、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、基本構想を

行政運営における市の長期的なビジョンとして位置づけ、「西東京市第3次基本構想」を策定します。

※SDGs: 2030年までにより良い世界を目指す国際目標(17の目標と169のターゲットで構成)



2 計画のフレーム

(1) 計画期間と目標年次

基本構想は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和15(2033)年度を目標年次とします。

(2) 想定人口

令和15(2033)年度における想定人口は、おおむね20万4,000人とします。

(3) 土地利用

本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、東京都心の西北に位置し、東西4.8km南北5.6kmにわたり、面積は15.75km²で、地形はほぼ平坦な地域です。

市内には、西武池袋線の2駅(保谷、ひばりヶ丘)と西武新宿線の3駅(東伏見、西武柳沢、田無)があり、区部に隣接するため都心にも近く、都市部周辺における良好な住宅地が形成されています。

土地利用にあたっては、公園・緑地のほか、農地等の保全・活用に取り組み、みどりと調和した良好な住環境の形成を図ります。

また、生活の拠点となる駅周辺などでは、地域の特性にあわせた土地利用や施設の誘導を図ります。



西東京いこいの森公園



3 基本理念(わたしたちの望み)

ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京

第1次及び第2次基本構想では、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念としてまちづくりを進めてきました。基本理念に込めた、お互いを思いやり尊重できる「やさしさ」、人と人との「ふれあい」は、新市として誕生した西東京市に息づき、これまで育んできたわたしたちのまちづくりへの想いです。

これからもこのまちに暮らすわたしたちは、これまで大切にしてきた「やさしさ」や「ふれあい」を継承しつつ、身近に残る豊かな自然環境や歴史や文化芸術、安らぎを感じられる落ち着いた住環境を守り、だれもが住み続けたいと思える西東京市であることを願います。

一方、わたしたちの西東京市を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変わりつつあります。将来にわたり市民が満足できる西東京市を創り上げるために、市民、市民活動団体、事業者や行政等のさまざまな主体がともに課題に向き合い、変化や危機に対して柔軟に対応していくことが求められています。

そのため、わたしたち一人ひとりが、西東京市の未来を「自分ごと」として捉え、主体的にまちづくりに関わり、責任を持って次世代へとつないでいく必要があると考えています。

このような思いから、第3次基本構想においては、「ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京」をわたしたちの望みとして、基本理念に掲げます。

●ともにみらいにつなぐ

「ともに」
まちづくりに関わるさまざまな主体が、手を携えて協力している様子を表しています。

個の思いや力だけでなく、それぞれの立場や経験を活かし、協働することで、より多様化・複雑化する課題に対応していくことができます。

「みらいにつなぐ」

これまで守り育んできた西東京市の良さを次世代に残していくことに加えて、さまざまな主体による取組が次世代にも引き継がれるよう、未来を担う子どもたちにまちづくりのバトンを渡していくことを表しています。

●やさしさといこいの西東京

「やさしさ」
思いやりや助け合いの気持ちなど人のやさしさや温かさだけでなく、一人ひとりが認められ大事にされる社会、地球環境への配慮ある行動、だれ一人取り残さない持続可能な社会など、深く多様な意味が込められています。

「いこい」

市の中心部に位置する西東京いこいの森公園やマスコットキャラクター「いこいな」などに象徴されるように、わたしたちが大切に育んできた言葉です。都心に近いながらも、身近にみどりが感じられる環境や落ち着いた住環境の中で、心や体が休まり、人々の交流が生まれるいこいの場をこれからも守り育てていくことを表しています。

4 基本目標(目指すべき将来像)

「ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京」という基本理念をかなえるために、めざすまちの姿として、6つの基本目標(目指すべき将来像)を掲げます。また、予測を超えた社会経済情勢の変化等に対し、柔軟に対応するために必要な「基本目標実現のための体制づくり」を示します。

基本目標 1 協働・行政

みんなで作るまち

多様化・複雑化する地域課題に取り組み、安心して暮らせるまちを創るためには、行政だけでなく、子ども・若者から高齢者までの多様な世代の市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が協力し、一人ひとりが互いに認め合い、自分らしく活躍することができる市民主体のまちづくりを進めていくことが大切です。

行政は、限られた行政資源(人員・財源等)の中で、行政サービスの維持・向上を図るために、行財政改革や社会の変化に柔軟に対応できる組織づくりを推進し、持続可能で自立的な自治体経営を確立することが大切です。

そのため、公共施設の再編等による人々が集える空間の創出やデジタル技術の活用による行政サービスの向上などを進めるとともに、さまざまな主体が積極的にまちづくりに参加できる機会の充実や、他者を尊重する意識の醸成などに取り組み、ともに地域を創る「みんなで作るまち」をめざします。

基本目標 2 子ども・教育

子どもが健やかに育つまち

次世代を担う子ども一人ひとりが輝き、健やかに成長していくためには、個性が尊重され、社会の変化に応じた生きる力を身につけることができる環境づくりが大切です。

また、安心して子どもを産み育てることができ、だれ一人取り残さない社会を創るためには、家庭の状況に応じた伴走型の支援、困難を抱える子どもを早期に発見する仕組み、地域全体で子育て家庭を見守る体制づくりが必要です。

そのため、子どもの権利の尊重や居場所づくり、気軽に相談できる場の充実、子どもの発達段階等に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築のほか、児童・生徒の個に応じた学校教育の充実等を図ることで、愛着を持っていつまでも住み続けたいと思える「子どもが健やかに育つまち」をめざします。

基本目標 3 健康・福祉

笑顔で自分らしく暮らせるまち

だれもが住み慣れた地域で健康で元気に暮らすためには、年齢や障害の有無等にかかわらず、一人ひとりが生きがいを感じながら、自分らしくいきいきと暮らすことが大切です。また、だれもが「支え手」にも「受け手」にもなり得ることから、子ども・若者から高齢者までの多様な世代が地域の中でつながり、それぞれが抱える多様な生活課題の解決に向けて取り組むことが重要です。

そのため、すべての人が「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域の中で人と人、人と資源が世代や分野を超えて支え合い、支援の必要な人が適切な支援を安心して受けられるための仕組みづくりを進めるとともに、健康づくりや生きがいづくりに取り組み、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して「笑顔で自分らしく暮らせるまち」をめざします。

基本目標 4 みどり・環境

環境にやさしい持続可能なまち

本市には、農地、雑木林、屋敷林など、みどりを身近に感じることでできる武蔵野の面影が残っており、みどりと都市が共存する住環境は魅力の一つです。

これらのみどりは、暑さをやわらげ、暮らしに安らぎを与えるとともに、自然環境が有する多面的な機能を持つグリーンインフラとして活用することで、地球温暖化の緩和や浸水対策、生き物の生息・生育空間の提供などが期待できます。

また、環境問題の深刻化に伴って地球温暖化を起因とする気象災害が発生していることから、一人ひとりが地球規模の環境問題に向き合い、省エネルギーに取り組むなど、環境に配慮した行動が大切です。

そのため、さまざまな主体が協働してみどりの保全・活用に取り組みるとともに、次世代により良い環境を残していけるよう、環境への負荷が少ない脱炭素社会や資源循環型社会の実現に向けた「環境にやさしい持続可能なまち」をめざします。

基本目標 5 都市基盤・安全

安全で安心して快適に暮らせるまち

都市と自然環境との調和のとれた良好な住環境を形成していくためには、安全で快適な道路の整備や交通環境の充実等の都市基盤の整備を進めていくことが大切です。

また、近い将来、発生が危惧される大規模地震や集中豪雨などの風水害による災害リスク、さらには、身近で発生し得る犯罪や交通事故など、わたしたちの安全・安心を脅かすリスクへの対策が必要です。

そのため、適切な土地利用の誘導、地域の特徴を活かしたまちづくりや駅周辺の拠点空間の整備、歩行者や自転車、自動車が安全で快適に通行できる幹線道路の整備、駅周辺への利便性の高い道路などの交通ネットワークの形成を推進していきます。

また、行政だけでなく、市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が一体となって「自助」、「共助」、「公助」の考えのもと、防災、防犯対策に取り組むことで、「安全で安心して快適に暮らせるまち」をめざします。

基本目標 6 産業・学び・文化芸術

活力と魅力あるまち

地域に根ざした産業振興を図るためには、市民や事業者がともに地域で産業を生み・育てていくとともに、持続可能な経営を支える仕組みづくりが大切です。

また、人々の交流やにぎわいにより地域全体を活性化するためには、いくつになっても学ぶことができ、身近なところで文化芸術などに触れ、気軽に体を動かすことができる環境づくりが必要です。

そのため、経営基盤の強化や起業・創業支援の充実、商店街の活性化の支援を図るとともに、地産地消や農地保全への取り組みを推進します。また、学習や学び直しをする機会の充実、文化芸術の振興、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組める環境づくりなど、一人ひとりが生きがいを持って暮らしを楽しめる、まちもひと元気になる「活力と魅力あるまち」をめざします。

基本理念

ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京

みんなで作るまち

基本目標 1 協働・行政



子どもが健やかに育つまち

基本目標 2 子ども・教育



笑顔で自分らしく暮らせるまち

基本目標 3 健康・福祉



環境にやさしい持続可能なまち

基本目標 4 みどり・環境



安全で安心して快適に暮らせるまち

基本目標 5 都市基盤・安全



活力と魅力あるまち

基本目標 6 産業・学び・文化芸術



基本目標実現のための体制づくり

分野横断的な連携+さまざまな主体との協働

基本目標実現のための体制づくり

社会経済情勢が変化し、行政需要が多様化・複雑化する中においては、分野ごとに掲げた基本目標を推進するための体制づくりが重要となります。課題や変化に柔軟に対応するために、庁内各部署が分野を超えて組織横断的な連携を図るとともに、地域の力を活かし、市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体との協働により課題を解決していきます。

5 まちづくりの課題と基本施策

基本理念の実現に向けた6つの基本目標を達成するために、めざすまちの姿と現実の差を「まちづくりの課題」として認識し、計画期間の10年間で取り組むべき15の「基本施策」を位置づけます。

基本目標 1

みんなでつくるまち



市の木 はなみずき

まちづくりの課題

■ 地域課題の解決に向けた協働のまちづくりの推進

- 価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより、地域の課題も多様化・複雑化してきており、行政だけではすべての課題に対応することが難しい状況です。
- 地域コミュニティの担い手の高齢化・固定化や、コミュニティの希薄化が懸念されています。
- 市民活動団体をはじめとした地域の担い手の育成、若い世代の参画機会の創出・周知、公民連携の推進など、地域に関わるすべての人たちが、地域課題を「自分ごと」として捉え、協働してまちづくりを進めることが必要です。
- 世界ではいまだ紛争問題が続いており、人権尊重と平和の大切さとともに、一人ひとりが相互に理解を深め、人と人がつながり、地域における助け合いの重要性が再認識されています。
- 次世代を担う子どもや若者が自ら平和について考え、平和を尊ぶ意識の醸成を図ることが求められています。

■ 持続可能な行政運営の推進

- 市税収入については、回復の兆しが見られるものの、人々の生活様式の変化や物価高騰等による企業や雇用へ与える影響など、先行きが不透明な状況となっています。
- 医療や介護などの社会保障関係経費の増大や多様化・複雑化する行政需要への対応など、財政の硬直化が危惧されています。
- 限られた財源や資源をより有効活用するため、事業の優先順位や費用対効果の検証等による既存事業の見直しを図ることが必要です。また、老朽化する公共施設の再編や適切な維持管理など、持続可能で安定的な行政運営を目指した取組が必要です。
- 多様化・複雑化する行政需要に的確に対応できる職員の育成や組織づくりが必要です。
- 社会全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進に伴い、手続のオンライン化や情報システムの標準化、AI等の活用による業務効率化を図ることが必要です。

基本施策 1

一人ひとりがいきいきと輝くまちを実現するために

多様化・複雑化する地域課題を「自分ごと」として捉え、子ども・若者を含め、さまざまな世代の市民や多様な主体が主体的にまちづくりに関われるよう、参画の機会の充実を図り、地域課題の解決に向けて取り組む協働のまちづくりを進めます。

また、市民へ積極的に情報提供するなど加入促進を図り、地域コミュニティの活性化に取り組めます。

基本施策 2

多様性を認め合う社会を構築するために

だれもが、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分等によって偏見や差別を受けることなく、一人ひとりの人権を尊重し、互いを認め合い、公平な扱いのもと、自分らしく個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた取組を進めます。

そして、これまでに築き上げた平和な時代がこれからも続くよう、若い世代とともに平和について考える機会を設けるなど、意識醸成を図っていきます。

基本施策 3

市民とともに持続発展する自治体であるために

効果的で分かりやすい情報発信に努めるとともに、市民と行政との双方向のコミュニケーションを高めることで、行政の透明性の確保と開かれた市政を推進します。

また、AIやRPA等のデジタル技術の活用による行政サービスの向上や行政の業務効率化を進めるとともに、だれ一人取り残さないデジタル社会の実現に取り組めます。

そして、柔軟な組織づくりや長期的な視点で、多岐にわたる行政課題に対応できる職員の育成に取り組むとともに、行財政改革や公共施設の再編を推進するなど持続可能で自立的な自治体経営をめざします。

基本目標 2

子どもが健やかに育つまち



市の花 つつじ

まちづくりの課題

■ 子どもにやさしいまちの実現

- 子どもを取り巻く社会問題は、貧困、虐待、不登校、ヤングケアラー、いじめなど深刻となっています。
- 子育て環境については、単身世帯や共働き世帯、要介護者のいる世帯の増加など、家族の形が多様化してきています。
- 教育の現場では、国のGIGAスクール構想の推進による学び方の変化、学校が果たすセーフティーネット機能の再認識など、学びの環境が大きく変化してきています。
- 子どもをだれ一人取り残さない社会を構築することが求められています。
- 子どもが意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を充実するとともに、子どもが気軽に相談できる環境づくりや、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動できる居場所づくりに取り組み、地域全体で子育て家庭を見守り支えていく仕組みづくりを進めることが必要です。
- 子ども一人ひとりが自らの希望や意思に基づいて選択し、人生をより豊かにしていくことができるよう、子どもの生きる力を育むことが重要です。
- いきいきと楽しく子育てを続けられるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を受けられる環境整備が必要です。
- 学校教育とともに、学校と地域の連携による教育環境の向上や活力ある学校づくりを進めていくことが必要です。

基本施策 4

子どもがのびのびと成長するために

子どもが意見を表明する機会や社会活動に参画する機会の充実を図り、個性を尊重し合い、生きる力を身につけることができる環境づくりを進めます。

また、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動できる居場所づくりに取り組むとともに、困難を抱える子どもの早期発見に努め、それぞれの状況や発達段階に応じた支援に取り組めます。

基本施策 5

安心して子どもを産み育てるために

だれもが子どもを安心して産み、育てられるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、子育てが家庭が孤立することがないよう、気軽に交流・相談できる環境づくりや地域で見守る体制の構築など伴走型支援の充実を図るとともに、子どもの発達段階やライフステージに応じた包括的な支援の強化を図ります。

それらに加え、多様化する保育ニーズや家庭環境等に対応するため、幼児教育・保育の充実に取り組めます。

基本施策 6

子どもの学びや生きる力を育むために

一人ひとりが個に応じたより良い学びを受けられるよう、教育内容の充実や教育環境の向上に取り組めます。

また、家庭、学校、地域、行政の連携を強化するとともに、他世代との関わりや地域社会とのつながりを促し、社会全体で子育て家庭を見守り、子どもを育む環境づくりを進めます。

基本目標 3

笑顔で自分らしく暮らせるまち



市の木 けやき

まちづくりの課題

地域共生社会と「健康」応援都市の実現

●今後10年間で、少子高齢化が着実に進行していくものと考えられます。

	令和4(2022)年	令和15(2033)年
14歳以下の年少人口	2万5,109人[12.2%]	2万2,037人[10.8%]
65歳以上の老年人口	4万9,710人[24.2%]	5万4,406人[26.6%]

※〔 〕は総人口に占める割合を示す。

◀西東京市人口推計調査報告書(令和4年11月)▶

- 高齢になってもいつまでも元気に暮らせるまちを目指し、地域共生社会の実現に取り組むことが必要です。
- 地域共生社会の実現に向けて、市民の理解と関心を高めるとともに、だれもがその人に合った支援を受けられる包括的な支援体制を構築することが必要です。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人と人、人と地域がつながり、だれもが希望に応じて居場所と役割があり、自分らしく活躍できる地域づくりが必要です。
- いつまでも元気に安心して暮らすために、一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりなどに取り組んでいくことが重要です。

基本施策7 人と地域がつながり安心して暮らすために

年齢や障害の有無にかかわらず、だれもがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域全体で見守り支え合える地域共生社会の実現を進めます。

また、介護、子育て、生活困窮などの分野別の相談体制では解決に結びつかないくらしの困りごとに包括的に対応する支援体制の構築に取り組みます。

基本施策8 いつまでも健康で元気に暮らすために

一人ひとりが心身の健康を保つために、ライフステージに応じた主体的な健康づくりができるよう支援するとともに、地域全体で市民の健康を支える仕組みづくりを推進します。

また、だれもがそれぞれの経験やスキルを活かし、地域コミュニティの一員としていきいきと自分らしく活躍できるよう、就労や社会参加の機会の充実を図ります。

基本目標 4

環境にやさしい持続可能なまち



市の花 ひまわり

まちづくりの課題

みどりの保全と脱炭素社会への取組の強化

- 宅地化が進み、みどりが減少傾向にあります。
- 公園に求める市民ニーズが多様化しています。
- 公園等の維持管理に対する人材や財源の確保が必要です。
- 世代を問わず、環境に対する一人ひとりの環境への配慮と行動が大切です。
- 経済活動や日常生活に伴い排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの抑制が必要です。
- 一人ひとりが意識をして、食品ロスを含め、ごみの減量に取り組む必要があります。



基本施策9 暮らしの中で身近にみどりを感じるために

民間活力やボランティア等のさまざまな主体と協働し、公園の維持管理や地域にあわせた特徴のある公園づくり、農地保全・活用等により、身近なみどりが感じられるまちづくりに取り組みます。

また、街路空間や公共施設等の緑化に努め、みどりのネットワークを形成するとともに、グリーンインフラの活用により、地球温暖化の緩和や浸水対策などの防災力・減災力の向上を図ります。

基本施策10 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために

次世代により良い環境を残せるよう、環境への意識醸成のための環境教育や普及啓発、温室効果ガスの削減など、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めます。

また、良好な生活環境を維持するため、一人ひとりが環境へ配慮し、4R(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ)の推進、ごみや食品ロスの削減、まちの環境美化に取り組むことで、環境にやさしい持続可能な循環型社会を構築していきます。

基本目標 5

安全で安心して快適に暮らせるまち



市の花 コスモス

まちづくりの課題

リスクに備えた都市基盤の整備と防犯力の強化

- 渋滞の解消や生活道路への通過車両の流入抑制を図るための体系的な道路ネットワークの形成が必要です。
- 交通の円滑化、快適な歩行空間の確保や延焼遮断帯など、多様な機能を持つ都市計画道路の整備を進めてきましたが、未着手の都市計画道路も残っています。
- 都市計画道路の整備とともに、連続立体交差化事業の推進が必要です。
- 老朽化が進む都市基盤の計画的な更新や長寿命化に取り組むことが必要です。
- 空き家対策を含め、だれもが安心して暮らせるまちづくりが必要です。
- バリアフリーの促進やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進が必要です。
- 近年の自然災害の頻発・激甚化、大規模な地震が発生するリスクの高まりなどから、防災・減災に関する取組は喫緊の課題となっています。
- 近年では犯罪の手口が巧妙化・多様化し、だれもが被害者になり得ます。

基本施策11 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために

みどりが感じられる魅力ある住環境を確保するとともに、地域の特色を活かしたにぎわいと交流があるまちづくりをめざします。

また、安全で歩きやすい道路ネットワークと利便性の高い交通ネットワークの整備を推進するとともに、老朽化が進む都市基盤の計画的な更新、長寿命化や、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに取り組みます。

基本施策12 安全で安心して快適に暮らすために

雨水溢水対策や耐震化等を推進するとともに、それぞれが日頃から防災意識を高めつつ、地域における災害時の協力体制を強化することで、災害に強いまちづくりをめざします。

また、日々を安全に安心して過ごせるよう、警察などと連携し、防犯や消費者トラブル等の防止に努めるとともに、交通事故の抑制や交通マナーの向上等に取り組んでいきます。

基本目標 6

活力と魅力あるまち



市の花 すいせん

まちづくりの課題

地域に根ざした産業の振興と地域経済の活性化

- 人々の生活様式の変化や物価高騰の影響などにより、消費者意識や行動にも大きく変化が見られ、本市の地域産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。
- 市民の農業・農地への関心が高まる一方、後継者不足などにより、市内の農地や農業者数は減少しています。
- 商店の廃業などによる空き店舗の増加や宅地化、近隣地域への大型店舗の進出など、商店街を取り巻く状況は厳しくなっています。
- 地域のにぎわいの創出や活性化を図るためには、地域の特色を活かした魅力ある商店街づくりへの支援が必要です。
- 中小企業が今後も事業を継続するために、経営環境の向上のための支援や市内外へのアピール、事業者間のマッチングなどが求められています。
- 地域に根ざした産業の振興、新たな産業や人材の育成を目指し、事業の継続、起業・創業支援の取組の充実を図るとともに、多様な働き方を可能とする環境の整備が必要です。

まちのにぎわいづくりと地域資源の魅力発信の強化

- 地域資源として、下野谷遺跡などの文化財や屋敷林の景観、東大生態調和農学機構の農場や演習林等だけでなく、NPOや市民活動、スポーツや芸能活動に関わる人など、豊かな人材をあわせ持っています。
- さまざまな情報発信方法を使った積極的なシティプロモーションを推進していくことが必要です。
- 生涯にわたって健康で生きがいのある人生を送るために、多様な学習機会や文化芸術、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりが必要です。
- 人生100年時代においては、地域で学び続けられる環境や学び直しの機会が求められています。

基本施策13 産業が活性化して活力のあるまちになるために

地域にヒト・モノ・カネ・情報の好循環を生み出すために、創業支援や創業後の事業継続支援の充実を図ります。

また、空き店舗等の資源の活用や一店逸品事業など地域の購買力向上を促進するとともに、事業者間の交流やネットワークづくり、産学公の連携促進、農産物のPRや商店街の魅力づくりなど、市民や事業者がともに地域で産業を生み・育てるまちづくりを進めていきます。

基本施策14 にぎわいのある魅力的なまちになるために

下野谷遺跡や屋敷林、東大生態調和農学機構の農場や演習林等だけでなく、さまざまな活動に関わる人々など、幅広く豊かな地域資源の魅力を再認識するとともに、新たな地域資源を発掘し、これらの地域資源の利活用を促進します。

また、多様な情報発信方法により、積極的なシティプロモーションを行っていきます。

基本施策15 多様な学びと文化芸術・スポーツが息づくために

多様化するニーズに応えられるよう、生涯学習環境の整備や主体的な学びの機会の充実に取り組みます。

また、だれもが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりを進めるとともに、歴史や文化芸術を身近に感じられるよう、文化芸術活動の振興と文化財の保護に取り組みます。

6 施策体系

ここでは、基本計画における体系図もあわせて記載しています。

基本目標 ① みんなでつくるまち(協働・行政)

- 1 一人ひとりがいきいきと輝くまちを実現するために
 - 1-1 市民主体のまちづくりの推進
 - 1-2 協働のまちづくりの推進
- 2 多様性を認め合う社会を構築するために
 - 2-1 人権と平和の尊重
 - 2-2 多文化共生の推進
 - 2-3 男女平等参画社会の推進
- 3 市民とともに持続発展する自治体であるために
 - 3-1 開かれた市政の推進
 - 3-2 持続可能な自治体の経営
 - 3-3 人にやさしいデジタル化の推進

基本目標 ② 子どもが健やかに育つまち(子ども・教育)

- 4 子どもがのびのびと成長するために
 - 4-1 子どもの権利の尊重と参画の推進
 - 4-2 子どもの育ちの支援
- 5 安心して子どもを産み育てるために
 - 5-1 子育て支援の充実
 - 5-2 幼児教育・保育の充実
- 6 子どもの学びや生きる力を育むために
 - 6-1 学校教育の充実
 - 6-2 学校と地域の連携による教育環境の充実

基本目標 ③ 笑顔で自分らしく暮らせるまち(健康・福祉)

- 7 人と地域がつながり安心して暮らすために
 - 7-1 地域福祉の推進
 - 7-2 高齢者福祉の充実
 - 7-3 障害者福祉の充実
 - 7-4 社会保障制度の運営
- 8 いつまでも健康で元気に暮らすために
 - 8-1 健康づくりの推進
 - 8-2 高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実
 - 8-3 障害者の社会参加の推進

基本目標 ④ 環境にやさしい持続可能なまち(みどり・環境)

- 9 暮らしの中で身近にみどりを感じるために
 - 9-1 みどりの保全・活用
 - 9-2 みどりの空間の創出
- 10 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために
 - 10-1 ゼロカーボンシティの推進
 - 10-2 循環型社会の構築
 - 10-3 生活環境の維持

基本目標 ⑤ 安全で安心して快適に暮らせるまち(都市基盤・安全)

- 11 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために
 - 11-1 住みやすい住環境の整備
 - 11-2 体系的な道路ネットワークの整備
 - 11-3 人と環境にやさしい交通環境の整備
- 12 安全で安心して暮らすために
 - 12-1 災害や地域の危機に強いまちづくりの推進
 - 12-2 防犯・交通安全の推進

基本目標 ⑥ 活力と魅力あるまち(産業・学び・文化芸術)

- 13 産業が活性化して活力のあるまちになるために
 - 13-1 産業の振興
 - 13-2 起業・創業支援の充実
- 14 にぎわいのある魅力的なまちになるために
 - 14-1 まちの魅力の創造
- 15 多様な学びと文化芸術・スポーツが息づくために
 - 15-1 生涯学習環境と主体的な学びの機会の充実
 - 15-2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
 - 15-3 文化芸術の振興と文化財の保護

第3次基本計画案

計画の位置づけと計画の期間

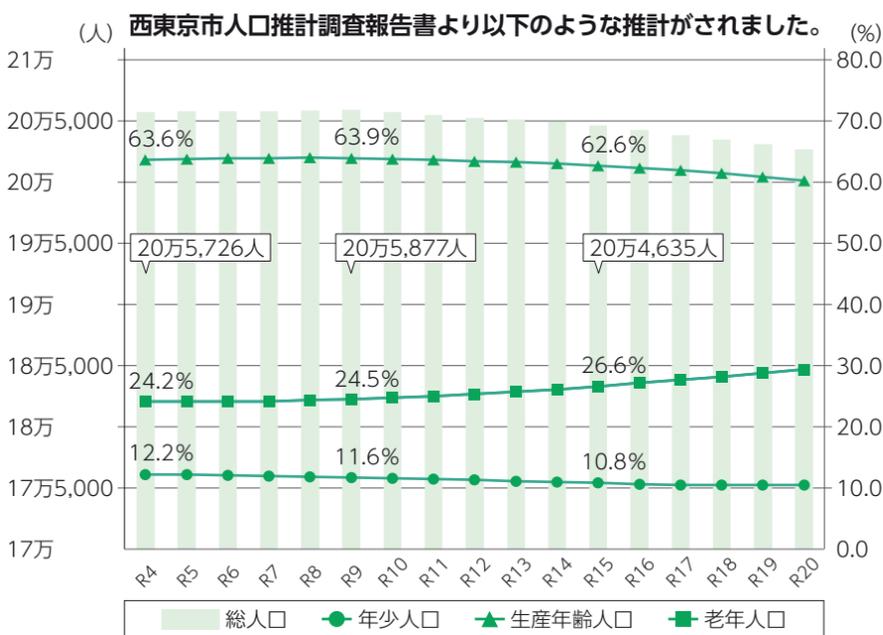
この基本計画は、基本構想で示した基本理念と基本目標を実現するため、施策の具体化・体系化を図り、各分野における現状と課題、目標や成果指標を示した上で、取組内容を明らかにするものです。また、各行政分野における個別計画の整合性を図るための指針となるものです。

なお、基本計画の期間は、基本構想に基づき、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。

人口の推移

令和24(2042)年までの本市の人口は、「西東京市人口推計調査報告書(令和4年11月)」で推計しています。この推計調査は、コーホート要因法を用い、生残率等や直近5年間における大幅な社会増(転入・転出による増)を補正した、修正コーホート要因法により人口を推計しています。

調査報告書によれば、本市の人口は令和9(2027)年までは横ばいの状態が続いた後、緩やかに減少に転じ、この計画の目標年度の令和15(2033)年度における人口は、20万4,635人になると想定されます。



	令和4(2022)年	令和15(2033)年
総人口	20万5,726人	20万4,635人
年少人口(0~14歳)	2万5,109人[12.2%]	2万2,037人[10.8%]
生産年齢人口(15~64歳)	13万907人[63.6%]	12万8,192人[62.6%]
老年人口(65歳以上)	4万9,710人[24.2%]	5万4,406人[26.6%]

※〔 〕内は総人口比

計画を推進するための考え方

第3次総合計画では、第2次総合計画(後期基本計画)で示した4つの基本的な考え方を踏まえつつ、社会経済情勢の変化や新たな課題に対応し、計画を進めるために、6つの基本的な考え方を整理しました。

これらの考え方を全庁的に共有し、本計画に位置づけた各施策や主要事務事業を推進していきます。

■市民とともにつくるまちづくりの推進

第3次総合計画は、これからの西東京市を担う若い世代を中心とした多様な世代の市民参加を実施し、計画策定段階から市民とともに作りあげてきました。

新たな基本理念の「ともにみらいにつなぐ」のフレーズにもあるように、これからのまちづくりには、市民と行政が協働し、さまざまな課題に向き合い、次世代に向けたまちづくりをともに進めていくことが必要です。また、市民と市職員一人ひとりが、西東京市の未来を「自分ごと」として捉え、主体的にまちづくりに関わっていくことが重要です。

本計画の推進にあたっては、令和2年3月に策定した「市民と行政の協働に関する基本方針」に基づき、「市民」と「行政」が互いに地域づくりの目標に向かって対等な協力関係を築き、更なる協働のまちづくりに取り組めます。

■行財政改革と分野横断的な取組の推進

基本構想に掲げた「基本理念」や「基本目標」を実現するためには、市民ニーズや社会経済情勢、環境の変化を的確に把握した上で、市民意識調査や施策評価などの仕組みを利用して、施策・事業による取組成果を測りながら、政策課題の解決に向けて効果の高い施策・事業に対し、戦略的に行政資源(予算や人員)を配分することが必要です。

そのため、持続可能で自立的な自治体経営の確立に向けて、「行財政改革大綱」に基づき、引き続き、行財政改革の取組を着実に推進します。

また、本市が重点的に取り組んでいる「健康で元気なまちの実現」「子どもにやさしいまちの実現」「地域共生社会の実現」「ゼロカーボンシティの推進」「都市農地等の保全・活用」などは、分野横断的なテーマであり、庁内各部署が分野を超えて組織横断的に連携して取り組むことが必要です。社会経済情勢が変化し、行政需要が多様化・複雑化する中において、分野ごとに掲げた基本目標を実現するための体制づくりを進めます。

■エリア(圏域)における取組の推進(学校を核としたまちづくり)

少子高齢化の進展や急激な社会状況の変化及びライフスタイル・価値観の多様化などに伴い、地域を取り巻く状況は変化しており、地域の担い手の不足や高齢化、コミュニティの希薄化やにぎわいの喪失、地域課題の多様化・複雑化など、さまざまな課題が生じています。

本市における地域コミュニティには、地域との関係性が強い自治会・町内会などの地縁組織や、特定の目的により活動している市民活動団体、また、さまざまな団体や地域住民が連携して活動する「地域協力ネットワーク」など、多様なコミュニティが存在しており、それぞれの特徴を活かした地域づくりが進められています。

一方で、多様化・複雑化する地域課題に対しては、行政が重層的に支援をすることに加えて、行政と地域が連携し、地域の課題を地域で解決できる仕組みづくりを推進することが重要です。その際は、有事が起きてからではなく、日頃から地域において住民同士が支援し合える関係づくり(顔の見える関係づくり)が重要であり、だれもが地域とのつながりの中で、希望に応じて居場所と役割があり、一人ひとりが活躍できるまちづくりを進めていくことが必要となります。

「顔の見える関係づくり」は、「日頃の関係性」から生まれるものであり、日頃から住民同士が関わる「きっかけ」が重要です。特に、新たな担い手世代(子育て・働き盛り)の現役世代)や若者世代がどのように地域と関わりを持てるかが重要です。本市では、「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、学校を核としたまちづくりが進められており、学校には多世代の住民が集う「きっかけ」があります。

こうした視点を踏まえ、歩いて行ける距離や公共施設の配置バランス等を考慮し、中学校を中心とした半径1,200m程度の範囲を「中学校区」としてエリア(圏域)に位置づけ、9つの中学校区を基本とした地域づくりを進めていきます。

地域づくりにあたっては、年齢や属性等を問わない身近な相談窓口の設置による「相談機能の強化」、コミュニティの形成・活性化のための「コーディネート機能の充実」、多様な世代や属性の人が集い、交流するための「年齢を問わない居場所の確保」、生きがいやつながりづくりのための「社会参加の機会創出」、心と体のための「健康づくり(運動)の推進」といった行政サービス機能について、中学校区で展開していきます。

そのため、相談窓口の設置やコーディネーターの配置、交流スペースの整備や健康づくり、運動を行うことができる場所の確保などを行い、既存の行政サービスを活かし、補完しつつ、既存のコミュニティやネットワークとも連携、協力することで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

■「健康」応援都市の実現に向けた取組の充実

本市は、平成23年に「健康都市宣言」を、平成26年に「健康都市連合」に加盟し、こころやからだの健康はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境も健康水準を向上させるための要素として捉え、地域やまち全体の「健康」を達成するための「健康」応援都市の実現を目指して取組を進めてきました。

引き続き、本計画に位置づけるすべての施策・事業について、健康水準の向上という観点から推進し、「健康」応援都市の実現に向けた取組を充実させていきます。

■SDGs(持続可能な開発目標)への取組

SDGs(持続可能な開発目標)は、格差や貧困、気候変動をはじめ、人々の生産や消費のあり方にまで言及した、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールを提示するものです。

本計画の柱となる6つの基本目標は、SDGsの「誰一人取り残さず、豊かで活力ある持続的な未来をつくる」という考え方と重なっています。そのため、本計画を推進することは、SDGsの達成に向けた取組にも資することとなります。

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)は、SDGsのゴールに対する地方自治体の果たし得る役割を整理しており、本市においても、地方公共団体として、あらゆる施策の推進にあたりSDGsを意識して取り組んでいきます。

■行政のデジタル化

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地域課題の解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしています。

一方、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、といった4つの目標を掲げ、具体的な取組を位置づけるものです。

デジタル技術の進展を踏まえ、地域の個性や魅力を活かした地域づくりを進めるために、これまでの地方創生の取組を踏まえつつ、デジタル技術の活用といった視点を加味した、新たな「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本計画と一体的に取組を推進します。